

原告団ニュース

第14号 (2026年6月30日発行)
発行：オンライン資格確認義務不存在
確認等請求訴訟原告団事務局
〒160-0023
東京都新宿区西新宿 3-2-7 KDX 新宿ビル 4F
電話 03(5339)3601
FAX03(5339)3449

オン資訴訟控訴審 第3回口頭弁論

控訴審が結審 判決は9/16



記者・原告説明会の模様 (6月10日、AP虎ノ門)

6月10日(水)、「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」控訴審の第3回口頭弁論が東京高裁101号法廷(三木素子裁判長)で開かれた。弁護団と全国から集まった原告18人が原告席に立ち審理に臨んだ他、66人が傍聴した。

今回の口頭弁論で結審となり、判決は9月16日(水)13時40分に101号法廷で言い渡されることになった。

原告から意見陳述2件提出
国からは反論なし

加の証拠として、オンライン資格確認の義務化により閉院を決定した、あるいは義務化により大きく医業経

営の圧迫を受けている医師・歯科医師からの陳述書2件を提出した。国側から新たな反論はなかった。

口頭弁論終了後、AP虎ノ門会議室で記者・原告説明会を開催し、記者・原告等66人が参加した。はじめに、先般逝去された原告の1人である宇佐美宏千葉協会副会長への黙とうが行われた。

開会にあたり、須田昭夫原告団長は「日本の医療は世界最高の水準でありながら誰でもアクセスできる体制を守り続けてきた。しかし、政府の進める強引な医療DXはそれを崩すものになっている。日本の医療を守るため、気を引き締めて判決に臨みたい」と挨拶した。

続いて挨拶した竹田智雄全国保険医団体連合会会長は「政府はこれまでの拙速な医療DX推進に加え、電子カルテ義務化、個人情報保護法改正による医療情報の第三者提供の本人同意不要化を進めており、強い懸念を持っている。国民皆

保険の維持、発展のため今後も尽力したい」と述べた。

医療機関を追い詰める
オン資義務化

陳述書を提出した石毛清雄原告(千葉協会・歯科医師会)は「元々歯科の診療報酬は長年低く抑えられ、厳しい状況が続いていた。なんとか経営を続けてきたが、オンライン資格確認の義務化に伴うセキュリティ等のランニングコストに対して何の補助もなく、毎月費用がかさんでいった。さらに、受付でトラブルが起こる度



意見陳述書を提出した石毛清雄原告は、オンライン資格確認の義務化が現場を疲弊させ、医業経営を圧迫していることを訴えた

に対応に迫られる等、様々な面で経営を圧迫され、2027年1月を目途に閉院することを決めた」と切実な状況を訴えた。

続いて、弁護団の二関辰郎弁護士がこれまでの控訴審の議論についての振り返りと今回の準備書面の内容について解説し、質疑・意見交換を行った。準備書面の主な主張は次頁表の通り。

裁判は民主主義を作る方策

その後、全国から集まった原告の中から藤田倫成神奈川協会理事、橋本健一東

表 準備書面での原告の主な主張

- ①過去に委任命令の適法性・違法性を判断した 11 件の最高裁判例では、最高裁は委任命令にあたって法律の規定上授權の趣旨が明確に読み取れることを要求しており、本件においても妥当する。
- ②健康保険法上、資格確認はあくまで被保険者の義務であり、保険医療機関の義務ではない。
- ③原判決は健康保険法 70 条 1 項の「厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない」とする規定について、「担当」の語句から、医療サービスそのものの以外についても委任しているという解釈を示したが、「担当」の語にそのような意味はなく、拡大解釈の余地はない。
- ④オンライン資格確認に係る各規定が設けられた後も、保険医療機関にオンライン資格確認を義務づける授權規定の導入や各規定を立法府が受容したと認められるような法改正はなされていない。
- ⑤オンライン資格確認に係るトラブル事例が多発して、保険医療機関では診療行為に支障が生じているうえに、中には廃業せざるを得ない深刻な事態を生じさせている。
- ⑥上記の理由から、オンライン資格確認に係る各規定は憲法 41 条に違反し、違法・無効であり、また、憲法 22 条 1 項で保護される職業活動の自由を侵害している。

京歯科協会理事、島津俊二
兵庫協会評議員がフロア発言を行った。

弁護団長の喜田村洋一弁護士はこれまでの控訴審の内容を振り返り、「一審判決後、私たちは総見直しを行った。憲法、行政法を専門とする教授からそれぞれ意見書を提出いただき、過

去の委任命令の適法性・違法性を判断した最高裁判例 11 件を全て精緻に分析し、準備書面に組み込んだ。勝利を勝ち取ることができるよう最後まで力を尽くしたい」と述べた。

最後に、中村洋一東京協会副会長が「全国の原告、協会・医会の皆様に本訴めくり、閉会となった。

へのご協力をいただき、感謝し上げる。政府による医療DXは、医療現場や法律を無視して推し進められている。喜田村弁護士が指摘されるとおり、裁判は民主主義を作る方策であるとの思いを胸に、これからも闘いを続けていく」と締めくくり、閉会となった。

<9/16 判決の傍聴、報告集会および記者・原告説明会のご案内>

「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」控訴審の判決が9月16日に言い渡されます。判決後、「判決報告集会」および「記者・原告説明会」を開催します。ぜひ併せてお越しください。

■ 判決の傍聴

【日時】 9月16日(水) 13:40～

【場所】 東京高等裁判所 101号法廷

〒100-8933 東京都千代田区霞が関 1-1-4

<最寄駅>

- ・東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から約1分
- ・東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口から約3分
- ・都営地下鉄三田線「内幸町駅」から約10分

手荷物検査を受けた後、弁論開始時刻までに101号法廷に余裕を持って入室してください。



■ 判決報告集会および記者・原告説明会

【日時】 9月16日(水) 14:15～(判決報告集会)

16:30～(記者・原告説明会) ※各1時間程度を予定。

【場所】 AP虎ノ門 ROOM C+D

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-15 NS虎ノ門ビル 11F
(東京高裁から徒歩約10分)

<最寄駅>

- ・東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」9番出口より徒歩3分
- ・東京メトロ千代田線「霞ヶ関駅」C3出口より徒歩4分
- ・都営地下鉄三田線「内幸町駅」A4a出口より徒歩3分

【問合せ】 原告団事務局(東京保険医協会内 訴訟ワーキンググループ 担当宛) ☎ 03(5339)3601

